

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
	<p>1 契約の概要</p> <p>乗鞍スカイラインは、中部山岳国立公園内に位置し、道路区域のほとんどが自然環境に特に配慮すべき特別保護区、第2種特別地域に指定されている。</p> <p>本業務は、乗鞍スカイラインの道路自体が、自然環境に及ぼす影響が大きいことが懸念されることから、学術的な植生調査を実施するものである。</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当な物をするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>① 有料道路開始（昭和48年度）以来、岐阜県道路公社は毎年植生調査を岐阜市立岐阜薬科大学に委託し、植生の遷移を把握するとともに、自然に優しい工法や管理方法について助言を得るなどして環境に配慮してきた。</p> <p>② 県管理道路となった以降も、同様な植生調査を毎年継続して実施しており、今後も引き続き植生の遷移を把握し、修繕工事や維持管理において助言を得る必要がある。</p> <p>③ 環境省との協議により、植生調査の実施が毎年必要である。</p> <p>④ 自然環境の変遷動向の把握には、同一の者が毎年継続して行う必要がある。</p> <p>以上のことから、長年の実績と豊富な経験を持つ人材が必要であり、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると考えられる。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>上記のとおり、本業務の要件を満たす相手方は岐阜市（岐阜薬科大学）しか存在しない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。